

鳥取県告示第 881 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する同法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 15 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

吉林省政府からの第 2 回中国吉林・北東アジア投資貿易博覧会出展に伴うサンプル返送料相当額の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県文化観光局交流推進課

主事 飯野 秀樹

3 委任期間

平成 18 年 12 月 15 日から平成 19 年 3 月 31 日まで